

令和2年7月28日

第37回村上市農業委員会会議録

第37回村上市農業委員会定例会を令和2年7月28日午後2時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川	良和
事務局次長	大西	恵子
事務局副参事	小田	雄介
事務局係長	園部	和枝

1. 午後2時40分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。前の会議が若干延びまして、

開始が遅くなりまして大変申し訳ございませんでした。ただいまから第37回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員の皆様からの欠席の報告はございませんが、本間サヨ子委員のほうから遅延する旨の連絡がございました。よって、現在の出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の方からもご出席いただいております。推進委員の方々につきましては、番号4番、佐久間委員、8番、藤原委員、9番、中山委員、13番、本間委員、18番、寺社委員のほうから欠席する旨の連絡がございました。また、本間進二委員のほうからは若干遅延する旨の連絡がございました。

それでは初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第37回村上市農業委員会議事録署名人には、議席番号9番、中山委員、議席番号10番、遠藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告にまいります。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号、1ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用についてです。今回は、2件の案件となっております。

番号1番、申請人、村上市小出__番地、____、転用の面積が147平米、備考といたしまして、申請者は6.5ヘクタールの農業経営を営んでおります。今回は、農機具格納庫の建設を計画したものです。農機具格納庫1棟、建築面積39.66平米です。

次に、番号2番、申請人、村上市早稲田__番地、____、転用の面積178平米、備考といたしまして、申請者は61アールの農業経営を営んでおります。今回は、農作業場の建設を計画したものです。農作業場1棟、建築面積46.38平米です。

次に、場所の説明をいたします。番号1番につきましては、小出地内、地図の南北中央、国道290号線が走っており、その右手、太く囲んだ場所が今回の申請場所となっております。

次に、番号2番について、地図の中央およそ南北方向に国道7号線が走っており、その左手、太

く囲んだ場所が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明のありました報告第1号についてご意見等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告第1号については終わりにし、次に報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について。今回は、4件の案件となっております。

初めに、番号1番、申請人、村上市長松__番地、____、申請事由として、申請地は約40年前に農機具小屋が建てられ、現在は宅地化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、柏崎市新赤坂____番__号、____、申請事由として、申請地は約50年前から耕作しておらず、野中は雑木等が生い茂り、現在は山林化しています。また、押出__番__は笹、アシ等が自生し、原野化し、押出__番__、__番__及び野中__番__は国道7号沿いで、周囲を住宅に囲まれていることから、駐車場や冬場の雪捨場として利用されています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請人、村上市北中__番地、____、申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、村上市北中__番地、____、申請事由として、申請地は約20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をいたします。番号1番について、地図左手方向、国道345号線が走っており、その右手方向、北新保地内、小さく囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番、地図中央付近、国道7号線が走っており、檜原地内の下方向、太く囲んだ9筆とちょうど中央付近に囲んだ1筆、合わせて合計10筆が今回の申請場所になります。

次に、8ページ、番号3番、番号4番については、地図の左手方向、北中集落があり、林道北中線が走っており、地図の右手下方向に太く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま説明のありました報告第2号についてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくなくないようでありますので、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についての報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、9ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、農業者年金受給に関する使用貸借3件、売買が1件になります。

番号1番、貸人、八日市__番__号、____、借人、八日市__番__号、____、農業者年金受給に関する再設定でございます。地番につきましては、八日市字七枚田__番2ほか5筆、地目、田、120平米ほか5筆で16,093平米、そのほか岩船字ヲコチ山__番ほか畑でございます。面積が400平米、ほか8筆、4,712平米、期間につきましては令和2年7月28日から10年間でございます。合わせて15筆で20,805平米になります。

同じく2番、3番が農業者年金に関する再設定でございます。

ページめくっていただきまして、番号4番、譲渡人、里本庄__番地、____、譲受人、里本庄__番地、____、土地の表示、里本庄字宝越__番、現況地目、畑、地積36平米、契約の種別、所有権の移転、売買でございます。対価____円、10アール当たり換算して____円でございます。

場所の説明をいたします。右側の11ページを御覧ください。該当の児童公園近くの黒く太く囲ったところでございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した4件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしの声がありますが、議案第1号につき許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、12ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は、5件の案件となっております。

次に、番号3番、南田中地内の集落下方向、太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号4番について、地図の左手方向、JR羽越本線、右手方向、南北に国道7号線が走っており、その間、下方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

最後に、番号5番について、石住集落地内の地図の中央より上方向、太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番について報告をお願いいたします。

推進委員12番、齋藤委員。

○推進委員12番（齋藤茂芳君） 推進委員12番、齋藤です。農地法第5条申請について報告いたします。

神林地区では、7月10日、農地法第5条申請について現地確認を行いましたので、ご報告申し上げます。当日は、午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員2名、最適化推進委員5名、事務局から大西次長が出席し、初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、上助測地内の現地に移動し、_____、譲受人の_____さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。今回の申請場所は、国道7号線から200メートルほど入ったところにあり、住宅を上助測地内の集落に接続して設置するものです。申請地は30センチ盛土の上、土羽打ちをして被害防除を行います。取水は上水道、工事排水は既設の道路側溝へ、生活雑水排水は公共下水道へ、また雨水排水は既設の道路側溝に対応予定です。隣接する農地は本件申請の譲渡人の土地ですが、被害防除計画に沿って実施する予定です。よって、このたびの転用申請について委員全員で許可すべきものとの意見になりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは続いて、議案番号2番について報告をお願いいたします。

推進委員11番、齋藤裕助委員。

○推進委員11番（齋藤裕助君） 最適化推進委員11番の齋藤です。それでは、議案第2号、番号2について現地調査を行いましたので、説明いたします。

今月の10日金曜日なのですけれども、午前9時に神林支所の1階休憩室において、事務局から大西次長、地区農業委員、推進委員、計7名が参集しました。大西次長から申請地の資料の概要説明を聞いた後、現地に全員向かいました。現地には申請人の父親がおりまして、詳しく説明を聞いたところでありました。当該地は、差し替え図面で御覧のとおり飯岡集落の西の外れ、下手に当たりません。目前に4メートルの市道が通っておりました。土地の表示、地目は畑と現在となっておりますけれども、数年前から耕作はされておらず、灌木や竹を伐採した跡が見受けられました。住居の雨水は市道の排水路に、下水道は本管に接続予定だそうであります。転用により周囲に支障を及ぼす農地もないことから、加えて隣接する住宅の同意も取っておりますので、特段問題もなく許可相当で

はないかとの地区委員全員の判断でありました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、同じく調査報告を議案番号3番についてお願いいたします。

推進委員15番、坂上委員。

○推進委員15番（坂上光芳君） 15番、坂上光芳です。よろしく申し上げます。神林地区では7月10日、農地法5条申請について現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員2名、推進委員5名、事務局からは大西次長が出席し、まず初めに大西次長から申請内容について説明を受けました。その後、南田中に移動し、_____の立会いの下、申請内容について確認を行いました。今回の申請場所は、_____さんが現在居住する住宅の隣接後方にあり、新築完了後、現在宅は取り壊し、駐車場とし、利用する予定であります。隣接する農地は、今回の譲渡人であります____さん所有土地であり、日照等に支障はありません。取水方法は上水道、汚水排水、生活雑水排水は公共下水道、雨水排水は自然流下により対応予定です。よって、このたびの転用について委員全員許可すべきものと意見になりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） ただいまの報告の説明中に議席番号8番、本間サヨ子委員が会議に出席されました。

議案第1号については許可することに決定いたしました。議案第2号については事務局の説明が終わり、議案番号3番の現地調査の報告をいただいたところです。

（8番 本間サヨ子君入場）

○議長（石山 章君） あわせて、推進委員の本間進二委員も出席いただきました。

同様に1号議案については許可することに決定いたしましたし、議案第2号についてはただいま説明中であります。

（推進委員5番 本間進二君入場）

○議長（石山 章君） それでは引き続いて、転用に係る現地調査の報告をお願いいたします。

議案番号4番について、議席番号4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 4番の現地調査を行いましたので、説明いたします。

山北地区では、7月8日、農地法第5条について現地確認を行いましたので、報告いたします。当日は、午前9時半に山北支所会議室において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局から大西次長、山北産業観光室の村山副参事が出席し、初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、譲渡人の_____さんから立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請者は、現在市内のアパート住まいをしていますが、将来を見据え、親族の近くでの生活を希望し、このたび申請地を最適地と考え、転用するものです。申請場所は、勝木地内のJR羽越本線と7号線に挟まれた場所であり、転用面積は631平米であります。庭、家庭菜園、駐車場などと一体的に利用計画するものです。申請地は、70センチほどの盛土をして、隣地との境界に

は擁壁を設置の予定です。取水は上水道、汚水、生活雑排水は公共下水道で、雨水は自然流下による対応予定で、周囲に影響を及ぼすほどではないと判断いたしました。よって、山北地区としては許可すべきものとの意見となりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは続いて、議案番号5番についての現地調査報告をお願いいたします。
20番、本間裕一委員。

○20番（本間裕一君） 20番、本間です。番号5について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

14日午後3時、朝日支所において、地区委員5名、推進委員5名が出席しまして、事務局の大西次長、また朝日支所の小池室長から申請内容について説明を受けました。その後、現地に移動し、
_____の____さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。このたびの転用は、自社が所有する山林とそこに隣接する山林、また今回の申請農地1筆を併せて砂利採取するものです。そもそもこの農地は長い間耕作されておらず、山林と同化した状態でした。また、隣接する農地はなく、影響を及ぼすものはないと判断しました。朝日地区委員全員許可すべきものとの意見になりましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、転用に関わる現地調査の報告は以上といたします。議案第2号について質疑に入ります。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 1件聞かせていただきたいのですが、申請番号4番の件でございますが、転用面積が631平米ということでした。建築面積が87平米、農家住宅とか作業場とか何か計画があるのでしょうか。それらの説明がなかったと思いますし、631平米を転用して87平米の住宅1棟というのは、何かその辺の説明もう少しお願いしたいのですが。

○議長（石山 章君） 大西次長。

○事務局次長（大西恵子君） 一般住宅としては500平米という一応基準はあるのですが、今回平家建ての87平米という面積なのですけれども、先ほどの現地報告でもあったように、建物の面積的には87平米ですけれども、そのほかとしては雪捨場なり駐車場、庭、家庭菜園ということで一体的に利用して、利用計画があるということで、今回このような転用申請ということで受け付ける経緯になりました。

○議長（石山 章君） 12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） じゃ、そういう計画は図面か何かで出ているわけですか、駐車場とか家庭菜園とか。家庭菜園であればどこがどういうふうになるのか、その辺の計画ちょっと不思議だったので。一般的に考えれば、一般住宅は500平米以下ということ先ほど次長の説明もあったのだけれども、そういう申請があった場合にはもうちょっとよくその辺のこと説明を事務局からしていただきたいということが本当はいつもお願いするところでございます。反対ということではないので、それを

聞かせてもらいたいということです。

○事務局次長（大西恵子君） 今回庭、雪捨場、駐車場、家庭菜園ということで、一体的に利用するというのは図面的なものでは特に頂いておりませんでした。今委員のほうからご指摘ありますように、一般住宅では500平米というふうなおおむねの基準があるので、そういった家庭菜園等々で一体的に利用する場合は、さらにそういったところの図面等々で説明いただくような対応も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第2号については許可することに決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

今ほど市で対策本部を設置いたしました。小田副参事、神林支所のほうに今戻って対応するというようなことをご報告いたします。

それでは次に、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局より説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、20ページを御覧ください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、賃借権の設定が1件となります。

番号1番、貸人、村上市長松__番地、____、借人、村上市湯端__番地、____、土地の表示、北新保字砂山__番、地目、畑、地積1,509平方メートルほか1筆、計2筆、3,842平方メートル、利用権等の種別、賃借権の設定、期間が1年間、借賃が10アール当たり____円、新規の設定となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） ただいま説明のありました議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、21ページ、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてです。今回は2件の案件です。

初めに、番号1番、申請人、村上市山辺里__番地、____、今回の地積が270平米、変更の内容として、申請者は11.3ヘクタールの農業経営を営んでおります。経営規模拡大のため、既設の農作業場を増築するため、計画を変更するものです。農作業場1棟、既存建物92.75平米、増築分92.75平米、合計185.50平米です。

次に、番号2番、申請人、村上市坪根__番地__、____、地積1,177平米、変更内容として、申請者は11.2ヘクタールの農業経営を営んでいます。このたび新たに農作業場を建築するため、計画を変更するものです。農作業場1棟、建築面積198.74平米です。

次に、場所の説明をいたします。山辺里地内、地図の中央付近、村上東中学校があり、そこから右手方向、太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番についてです。地図中央付近、県道大栗田村上線が走っており、その上方向、太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、現地調査をしていただいておりますので、報告を議案番号1番についてお願いいたします。

18番、村山委員。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。村上地区の現地調査についてご報告させていただきます。

7月13日9時に農業委員3名、地区委員3名、農業委員会より大西次長が申請地である1の案件の村上農業振興地域整備計画の変更の案件について申請地に集合し、申請者である____さん立会いで現地調査を行いました。現地は、昨年の転用で農作業場を建てましたが、その後耕作面積が広がり、またハウスも増え、そして従業員のためのトイレ等も造りたいと希望するもので、用途区分変更をしたいとの申請に地区委員全員やむを得ないという意見になりました。皆様のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、同じく現地調査の報告、議案番号2番についてお願いいたします。

推進委員12番、齋藤委員。

○推進委員12番（齋藤茂芳君） 最適化推進委員12番、齋藤です。番号2番の農地転用等現地確認の報告をさせていただきます。

神林地区では、7月10日、農地法第5条申請と併せて現地確認を行いましたので、ご報告いたします。当日は、午前9時に神林支所男子休憩室において、農業委員2名、最適化推進委員5名、事

事務局から大西次長が出席し、まず初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、山屋地内の現地に移動し、申請人の___さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。今回の申請場所は、県道大栗田村上線から50メートルほど入ったところにあり、経営規模の拡大と作業受託の増により、新たに農作業場を建築するために用途区分を変更するものです。付近に住宅はなく、交通の便のよい当該地を最適地と考え、設置を計画するものです。申請地は自己所有の農地であり、また隣接する農地も___さんの農地であります。よって、付近の農地や農作物への影響もないと考えられることから、委員全員でやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明、報告のあった議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これもしばらくなくないようでありますので、議案第4号についての村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、24ページ、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてです。申請人、村上市塩町__番__号、_____、地積1,687平米、申請の事由として、申請者はこれまで耕作及び管理をしていたが、高齢により適正な管理が困難な状態になってきたため、当該地について区域を設定するものです。

次に、場所の説明をします。25ページ、地図中央付近、塩町地内、村上消防本部があり、県道を挟みました下方向に太く囲んだ4筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） この件についても現地調査をしていただいておりますので、現地調査の報告を18番、村山委員からお願いいたします。

○18番（村山美恵子君） 18番、村山です。今の1の案件につきまして、別段の面積について現地調査の報告をさせていただきます。

7月13日9時40分に塩町の地内に農業委員3名、推進委員3名、大西次長と現地調査を行いました。所有者の_____さんは高齢のため耕作ができなくなり、遊休地とならないために、おいの_____さんに耕作して管理してほしいとのことで、今回別段面積区域設定申請書を出されました。地図

に御覧いただいておりますように、この農地は周囲はアパートや住宅の中にありまして、荒らされるより耕作して保全、維持をしてもらいたいとの地区委員の意見でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。勉強不足で申し訳ないですが、農地法施行規則第17条第2項による区域ということをご説明いただけませんか。

○議長（石山 章君） 局長。

○事務局長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。

別段面積につきましては、農地法施行規則第17条第1項によりまして、各地区50アールの区域設定と、あと山北地区ですとか村上地内であれば20というふうな形で特別な事由により設定をしているところであります。第2項につきましては、耕作放棄ですとか、そういうふうな危惧される農地について、50アール要件とは別に1筆ごとに区域設定をすることができるということで、村上市につきましては一昨年、平成30年からこの制度を運用させていただきまして、1筆50平米以上の農地について設定できるというふうなことで運用させていただいているところでございます。

説明は以上になりますが、よろしいでしょうか。

○3番（増田嘉美君） 何とかさんという方に耕作をしてもらおうという、そういう段取りのお話なのでしょうか。

○事務局長（小川良和君） 今回これによりまして公示をさせていただくと、それに基づきましてこの部分が1筆ごとに下限面積を下げた形で設定できますので、改めて今言った____さんという方に3条で農地を譲るという形の手続を進めさせていただくような格好になります。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ほかにないようでありますので、議案第5号については設定することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については設定することに決定いたしました。

次に、議案としてその他について、皆様方から。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。先ほどの議案2号の佐藤さんの質問のときに私もお話しすればよかったのですが、これも前、前回でしたっけ、私らのほうでも500平米以上のものは形状が悪い、除雪のための雪捨場だとか、いろいろ要件でもって配置図を描いて出させていただくように

申請しましたよね。事務局にお願いしたのですが、何ら今報告であれば変わっていない。ただ、お話の中に菜園もします。菜園であったら、うちを除いて500平米外で菜園造ってもらったほうがいいのじゃないですか。ましてや休耕地であれば。今までは許可やむを得ないということで、許可すべきものということで県のほうに上げましたけども、昨年からは村上市で許可することなのですよ。これが前提となって許可するわけです。だから、やっぱりこういう前例をつくって進むということはちょっと考え物でないかな。特に私申し上げれば、山北地区はこういうものが多いです。これどこで受け付けて、どういうふうにしたのか分かりません。私らのほうは、500超えると何とかそこに抑えてくださいと言って、5アールのところも抑えてもらってあれしてやっております。やはり村上市になったのだから、当然こういうことは決まりをつくってやると。議案でやむを得ない理由があるのであれば、図面に出してちゃんとしてやると。ただ何かいいから、1筆、休耕地だから、買ってもらえばいいのじゃないかということで考えていらっしゃるかもしれませんが、これについてはやっぱり基準をすべきではないかなと私は思います。前回、私、案件のときにお話したから、こういうのであれば更正図というか、それをつけてどういうふうにするのだということで入りが具合悪いとか、いろいろな理由あるかと思うのですが、そういうことで許可することにしませんと、やはり私らもこれまで抑えてもらってきて、対応していたのに何かめがだ言うのはおかしいのでないかと言われることがあります。そういうこと私ら指導できないと思います。次長はよく分かると思います。荒川の坂町に行ったときにそういう事例ありました。今立っております。ああいうふうなものを一旦ぽつとやってしまえば、それが前例になって、あれが許可になっているのに、なぜうちのところは許可ならないのだと言いかねません。だから、やっぱりその辺はちゃんとして、説明だけでも申請、これは山北で受け付けるのだから、それは分かりません。どういうふうな経緯でなったのか、加藤さんが現地調査行っているけども、往々にしてこういうのが、これ図面見ると形状何かきっちりとしてくるところで、道路もいいみたいだし、何ら理由もないと思います。やっぱりその辺はある程度事務局でも検討していただいて、みんなここに載せて、意見がないから、許可だと。じゃ、これが許可して、この次に635平米の案件が出てきたら許可しなければならないことになりますよ。こういうのはやっぱり考えていかれたほうがいいのではないかなと思います。だから、佐藤さんが質問したのだと私思います。500平米、農家であれば1,000平米、これやっぱり原則なので、理由があるのであれば理由なりを説明していただくというのが私は筋だと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（石山 章君） お願い、要望というようなことでありますので、事務局のほうで対応していただくようお願いいたします。

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、事務局、何かありますか。

それでは、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 3 時45分～午後 4 時00分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 4 時15分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 2 年 7 月 28 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員